

## 家電製品PLセンター業務における不当な影響の排除について

### 1. 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（ADR法）

（認証の基準）

第6条 第4号基準

申請者の実質的支配者等（申請者の株式の所有、申請者に対する融資その他の事由を通じて申請者の事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にあるものとして法務省令で定める者をいう。以下この号において同じ。）又は申請者の子会社等（申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配する関係にあるものとして法務省令で定める者をいう。）を紛争の当事者とする紛争について民間紛争解決手続の業務を行うこととしている申請者にあつては、当該実質的支配者等又は申請者が手続実施者に対して不当な影響を及ぼすことを排除するための措置が講じられていること。

### 2. 家電製品PLセンター業務規程

（基本理念等）

第3条 センターの業務は、客観的な事実に基づき、中立的な立場を堅持しつつ、公正かつ適正に実施されなければならない。

2 センターの業務に従事する者は、前項の基本理念にのっとり、相談者及び紛争の当事者に対して誠意ある対応をするとともに、センターの業務の迅速な処理に努めなければならない。

（不当な影響の排除）

第9条 協会は、第13条第1項、第2項若しくは第6項又は第14条第10項の規定により指名された手続実施者に対して不当な影響を及ぼしてはならない。

2 特定の者が前項に規定する手続実施者に対して不当な影響を及ぼしている若しくはそのおそれがあるとセンター長が認めた場合又は特定の者から不当な影響を及ぼされている若しくはそのおそれがあると前項に規定する手続実施者からセンター長に通知があった場合、センター長は、その解消に努めなければならない。

3 前項の規定により手続実施者への不当な影響又はそのおそれを解消する努力を行ったにもかかわらず、当該手続実施者に対する不当な影響又はそのおそれを解消できないとセンター長が認めた場合、センター長は、斡旋手続については当該手続実施者に当該斡旋手続の終了を指示するものとし、裁定手続については審査会の会長に当該裁定手続の終了を勧告するものとする。